

一般社団法人日本グラフィック・メディスン協会 会員規約

第1条（名称）

本会は、一般社団法人日本グラフィック・メディスン協会（Japan Graphic Medicine Association）と称する。

第2条（目的）

本会は、医療領域（現場・教育・研究）にコミックス／マンガおよびその他のヴィジュアル表現の導入を推進する取り組み「グラフィック・メディスン」の振興をはかり、日本の医療をわかりやすく一般に開き、医療の発展に寄与することを目的とする。

第3条（活動）

本会は上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- グラフィック・メディスンの概念定義・普及・定着・実践
- グラフィック・メディスンの調査・研究・評価ならびに国際交流を含む成果発表
- 医療マンガの定義・調査・研究・評価ならびに国際交流を含む成果発表
- 医療領域（現場・教育・研究）へのグラフィック・メディスン関連手法の導入支援
- その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（構成員）

本会は、グラフィック・メディスンに関心をもつ者によって組織され、会員種別は以下の3種とする。

1. 一般会員

議決権を有しない当法人の活動を推進する個人。

2. 正会員

議決権を有する当法人の活動を推進する個人。

3. 賛助会員

議決権を有しない当法人の活動を推進する法人又は団体。

第5条（会費規程）

各会員の年会費は、次に定める通りとし、事務局指定の方法により当該年度5月31日までに1年分を納入するものとする。

- (1) 一般会員：年会費は無料とする。ただし、各種活動時は参加費を徴収することがある。

(2) 正会員：年会費は1万円とする。会報を無料で送付し、総会および定期勉強会の参加費が無料、不定期イベントな有償イベントの参加費が20%割引になる。なお、理事を担当する場合は在任期間中の年会費が免除となる。

(3) 賛助会員の年会費は一口あたり20万円とする。

第6条（会員総会）

総会は、会員をもって組織し、各年度に1回またはそれ以上開催するものとする。

第7条（役員）

本会の事業を行うため、一般社団法人日本グラフィック・メディスン協会社員により構成される役員会を組織し、本会の運営にあたる。

第8条（事務局）

本会は、役員間および会員間の連絡および会計等の事務を行う事務局を置く。
事務局の主たる設置場所は東京都杉並区に置く。

第9条（入退会）

会員は退会をしようとする時は当法人所定の方法により退会通知を行う。

第10条（本規約の改正）

本規約は役員会の発議により、役員3分の2以上の同意を得て改正することができる。

細則1（入会の承認）

入会希望者は所属、専門領域、入会希望の理由を通知し、役員会にて承認し決定する。
なお、第2条と異なる目的のための入会、本会の運営の妨害・破壊行為、反社会的勢力への所属等が判明した場合、役員会は直ちに退会させることができる。

2018年5月30日施行

2022年1月11日改訂